

## 平成26年度包括外部監査結果に基づく措置等の状況（平成28年3月22日現在）

### 1. 監査のテーマ

公有財産の管理に関する事務の執行について

### 2. 監査の実施期間

平成26年7月1日から平成27年1月29日まで

### 3. 監査の結果及び意見の件数

区分	内容	報告件数	担当課別件数
監査の結果 【地方自治法第252条の37第5項】	是正、改善が求められるもの	9件	15件
監査の意見 【地方自治法第252条の38第2項】	監査の結果には該当しないが、市の組織及び運営の合理化に資するため、改善が望まれるものなど監査の結果に関する報告に添えて提出される意見	35件	40件

※監査の意見に対し、担当課が複数ある場合があるため、報告件数と担当課別件数は合致しません。

#### 4. 対応状況

監査の結果及び意見に対する担当課別の対応状況は下記のとおりです。(※講じた措置の内容等は別紙「平成26年度包括外部監査結果に基づく措置等の状況について」のとおり)

担当課	監査の結果						監査の意見					
	合計	措置済(%)	対応中(%)	不措置(%)	未着手(%)	相違(%)	合計	措置済(%)	対応中(%)	不措置(%)	未着手(%)	相違(%)
人権政策課	1	1 (100%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資産活用部資産管理課	8	6 (75%)	2 (25%)	0	0	0	12	8 (67%)	4 (33%)	0	0	0
資産活用部施設活用課	0	0	0	0	0	0	2	1 (50%)	1 (50%)	0	0	0
資産活用部土地活用課	3	3 (100%)	0	0	0	0	11	9 (81.8%)	2 (18.2%)	0	0	0
都市活力部空港課	0	0	0	0	0	0	2	1 (50%)	1 (50%)	0	0	0
環境部公園みどり推進課	0	0	0	0	0	0	1	1 (100%)	0	0	0	0
市民協働部千里地域連携センター	0	0	0	0	0	0	1	1 (100%)	0	0	0	0
健康福祉部地域福祉課	1	1 (100%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健康福祉部障害福祉課	0	0	0	0	0	0	1	0	1 (100%)	0	0	0
健康福祉部高齢施策課	0	0	0	0	0	0	2	0	2 (100%)	0	0	0
都市計画推進部市街地整備課	1	1 (100%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
都市基盤部道路建設課	1	1 (100%)	0	0	0	0	2	2 (100%)	0	0	0	0
都市基盤部道路管理課	0	0	0	0	0	0	1	0	1 (100%)	0	0	0

都市基盤部水路課	0	0	0	0	0	0	1	0	1 (100%)	0	0	0
市立豊中病院事務局施設用度課	0	0	0	0	0	0	1	1 (100%)	0	0	0	0
上下水道局経営部総務課	0	0	0	0	0	0	3	0	3 (100%)	0	0	0
合 計	15	13 (87%)	2 (13%)	0	0	0	40	24 (60%)	16 (40%)	0	0	0

(凡例)

措置済 … 監査の結果・意見に対し、措置が完了又は具体的な対応方針・内容が決定しているもの。

対応中 … 監査の結果・意見に対し、現在、具体的な対応方針・内容を検討中であるもの。

不措置 … 監査の結果・意見に対し、結果及び意見の対象が消滅したために措置する必要がなくなったもののほか、合理的な理由により対応しないもの。

未着手 … 監査の結果・意見に対し、対応を全く行っていないもの。

相違 … 監査の結果・意見に対し、市としては適切な処理であると認識しているもの。

## 5. その他

その他、対応中のものについては、引き続き、是正、改善に向け取り組みを行い、措置を講じたときは改めて報告します。

(平成 28 年 3 月 22 日現在 対応中のもの)

監査の結果又は意見の概要	担当課
公有財産管理システムに登録する台帳価額について	資産管理課
財産台帳データと財産に関する調書の不整合について	資産管理課
社会福祉施設における土地の貸付料算定基礎の統一化について	高齢施策課 障害福祉課
今後の利用方法の再検討について	上下水道局経営部総務課
土地の売却交渉の促進について	高齢施策課
実態に即した許可期間の設定について	資産管理課
未利用財産（土地）の売却処分方法について	土地活用課

活用方針の早急な決定について	道路管理課
事業計画の明確化について	上下水道局経営部総務課
有効活用の全市的検討について	上下水道局経営部総務課
今後の利用方法の確定について	施設活用課
早急な売却について	土地活用課
利用実態に応じた将来的な施設整備について	空港課 資産管理課
施設管理の具体的方向性の早期決定について	水路課
公有財産の有効活用に関する全庁的な情報集約について	資産管理課
固定資産台帳の整備に向けて	資産管理課

平成26年度包括外部監査結果に基づく措置等の状況について(平成27年9月15日～平成28年3月22日現在)

整理番号	報告書ページ	監査の結果又は意見の概要	内容	結果	意見	担当課	措置の内容又は対応の状況(平成28年3月22日現在)	進捗状況
3. 貸付け及び目的外使用許可全般にかかる事項								
10	46ページ	貸与備品の管理方法について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸与備品の保管状況を定期的に把握する方法が明確にされていない。</li> <li>・備品の保管状況の定期的な報告を義務づけることや、所管課が直接現物実査を行う等のルール化が望ましい。</li> <li>・現状、土地や建物にかかる貸借契約書の本体に具体的な貸与備品リストも含めて掲載していることが多い。しかし、土地や建物と異なり、備品は破損や老朽化等に伴う更新や処分等が発生しやすいため、貸与備品リストを土地や建物にかかる貸借契約書から切り離し、別途備品にかかる貸借契約書を締結するなど、備品の管理に適した形態にすることを検討することが望ましい。</li> </ul>			○ 資産管理課	平成27年12月に全地区会館を対象に貸与備品保管状況の調査を実施しました。また、次回の契約更新時から備品を適切に管理するための条項を貸借契約書に記載することを決定し、定期的な報告を義務付けることとしました。	措置済
4. 個別の貸付け及び目的外使用許可にかかる事項								
15	55ページ	収支状況の把握について	<p>【千里文化センター自転車置場 B15(普通財産の無償貸付け)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用料を徴取していることから、公益財団法人が運営することをもって、直ちに無償貸与することは合理的でない。超過利潤が見込まれる場合、利用料金の引き下げ等や、有償化等の可否を検討する必要がある。</li> <li>・収支状況の報告を求めた上で内容を検討するとともに、建物使用貸借契約書に収支状況の報告についても明記することが望ましい。</li> </ul>			○ 千里地域連携センター	平成27年度から毎年収支報告書を求めることとしました。料金については、公益財団法人から提出された平成26年度の収支報告書を精査した結果、現在、累積赤字を有しており、現段階では利用料金の見直しを行うことは難しい状況と判断しました。 なお、今後利用料金の見直しを検討する際には千里中央近隣の他の駐輪場料金との均衡を考慮する必要があります。	措置済
6. 未利用財産の管理にかかる事項(行政財産)								
27	87ページ	今後の利用方法の確定について	<p>【旧服部市民サービスコーナー C31】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年12月に廃止され、27年3月までは保育所職員自転車置き場として貸し出されているが、その後の利用方法が未確定。</li> <li>・機械警備などの維持管理コストが発生しており、施設活用推進室が総合調整機能を発揮し、利用方法の速やかな確定が必要。</li> </ul>			○ 施設活用課	隣接する服部天神駅東第1自転車駐車場は、近年、幼児同乗用自転車等の大型化に伴い、駐輪幅の拡幅や上層階への自転車移動の負担軽減が課題となっており、利用者の利便性の向上が求められています。 このことから、同自転車駐車場の拡張用地として、大型車等自転車駐車場を整備することとしました。	措置済

7. 未利用財産の管理にかかる事項(普通財産)							
35	100ページ	財産の保全に向けた対応について	<p>【中桜塚2丁目地内普通財産 C31】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・隣接地の地権者と土地の境界に関して見解の相違があること等により、近隣住民が本件土地の一部を無断使用している。</li> <li>・土地活用課において、これまでの地権者との交渉の経緯を再度検証し、土地の境界に関する見解の相違を解消するとともに、所有物を設置している住民に対して、早急に撤去を求めするなど、早期に財産の保全に向けた対応を行う必要がある。</li> </ul>	○	土地活用課	隣接地との境界については、隣接地権者と協議し、再度筆界確認書の締結することで、合意に至りました。現在、隣接地権者と境界確認の立会いを行うとともに、筆界確認書の締結を目指して測量業務を実施しています。	措置済
8. その他の公有財産の管理にかかる事項							
37	102ページ	多目的広場(公共ひろば)の積極的開放について C33～C39	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常施設されている場合、災害発生時に利用できないことも想定され、地域住民がいつでも自由に利用できる公共広場としての機能を発揮できるよう、積極的な開放が必要。</li> <li>・少路広場のようにフェンスで囲われて施設され、全く未利用の状態の広場がある。災害時以外の機能が臨時駐車場に限定されているならば、多目的広場として有効活用されておらず、市として保有する理由はない。他の公共施設用地としての活用や売却処分の検討が必要。</li> </ul> <p>平成28年2月に終了する使用貸借期間を、有効活用しないまま、ただ延長しないよう努めなければならない。</p>	○	資産管理課	多目的ひろばについては、他の公共施設用地としての活用や売却処分はできないと判断しました。これまでは、地域の祭りやイベントに利用されるなど、一定の利用がありますが、現在は防犯上の理由等から入口の常時開放をしていないため、少人数や個人での利用がしにくい状態になっていました。そのため、利用申込みの連絡先を掲示するなどにより利用しやすいように改めたところですが、今後は、時間や曜日などを制限した開放から始めるなど、地元と協議し、積極的に開放していくこととしました。	措置済
38	105ページ	野畑ひろば(春日町広場)の貸付け目的の明確化 C33	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財産区からの寄付金により取得した土地、建物の使用貸借契約書は災害用広場等地域住民のために使用するとなっているが、実態は防災器具倉庫に加え、花卉園芸事業者が屋根付き駐車場を整備し、組合員のみが使用する精米機が存在。</li> </ul> <p>速やかに具体的な貸与目的を特定し、使用貸借契約の変更が必要。地元住民で組織する管理運営委員会を契約主体とすることも検討必要。</p>	○	資産管理課	事業者の名称の記された看板等市の財産としてふさわしくないものはすべて撤去しました。また、より幅広い住民が利用できるようひろばの利用案内と連絡先を書いた看板を設置しました。今後は、地域の行事等に利用するなど利用頻度を増やすための手法を引き続き検討していきます。	措置済

42	116ページ	ヒメボタル保全事業 における留意点につ いて	<p>・平成4年に保全区域を指定してから20年以上経過しており、 早急に今後の取り組み方針の明確化が必要。</p> <p>ア)ヒメボタル保全事業の費用対効果を最大化すること 保全事業の終局的な目的を明確にする責務を負う。財政的 負担を軽減する観点から、事業継続に必要なもの限り土地 の取得や有償での借用を行うものとし、可能な限り民有地の ままの保全が望ましい。 地権者への助成は、都市計画法等の制度を活用するなど、 より安定性の高い助成制度への検討の余地あり。</p> <p>イ)周辺住民の理解・協力を得ること 保全区域は住宅地に近接しているため、里道への倒木な ど、周辺地域への影響もある。周辺住民に対して十分配慮 し、理解、協力を得ることは事業継続上必須条件。</p> <p>ウ)市民参加の機会を拡大すること 財政的な負担を行い、事業を継続していく以上、より広く市 民が受益できる工夫が必要。そのためには、見やすい案内板 や見学コースの明示、セミナー等市民参加の機会拡大の検 討が必要。</p> <p>エ)事業成果を公表すること ヒメボタル保全事業に対する財政的負担が発生している以 上、豊中市は、ヒメボタル保全事業の成果を示し、ヒメボタル 保全事業の必要性や意義を市民に理解してもらい義務を負っ ている。現在、公園みどり推進課では、ヒメボタルの発光数 (発生数)などを確認し、ヒメボタル保全事業の成果の一つと している。今後もさらに成果指標といえるデータや実績を収集 することにより、市民に事業の成果を示していくことが求めら れる。</p>	○	公園みどり推進課	<p>ア)平成28年2月29日付で、当該地区を都市緑地法に基づく「特別緑地保全地区」 に指定しました。</p> <p>イ)自然環境に精通した市民団体への委託等により、竹伐採や草刈りなど、定期 的な保全区域の管理作業に努めるとともに、土地所有者の協力を得ながら、倒竹 等の緊急時の対応にも努め、周辺住民の理解や協力を得ることに努めています。</p> <p>ウ)市のホームページや市広報誌等により、「特別緑地保全地区」に指定したこ とを情報発信します。また、当該地区の整備については、平成28年度において専門 家の意見を踏まえて検討を行い、平成29年度において整備を実施します。また、 平成27年度に試行的に回数を増やして開催した「ヒメボタル学習会・観察会」につ いては、今後も同回数を維持しながら、市民啓発の拡大に努めます。</p> <p>エ)現在、「ヒメボタルの成虫発光数調査」や「ヒメボタル学習会・観察会」などの実 績を事業の成果指標とし、市民等に公表していますが、引き続き、市民等に事業 の必要性や意義などを伝えるため、これらの成果指標等について公表します。</p>	措置済
----	--------	------------------------------	---	---	----------	---	-----